

平成 28 年 11 月 8 日  
雇児発 1108 第 3 号  
一部改正 子発 1225 第 2 号  
令和 2 年 12 月 25 日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公 印 省 略)

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第 1 条第 4 項に規定する講習の  
実施について

保育士試験については、「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月 1 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により実施しているが、保育人材の量的拡大を図るため、国家戦略特別区域限定保育士試験の創設等の措置が講じられる中、多様な人材の参入を推進する観点から、人材の質を確保しながら、受験者に多様な選択肢を提供する仕組みの検討を行ってきたところである。

今般、国家戦略特別区域限定保育士試験において、都道府県知事又は指定都市市長が実施する講習を修了することにより、当該試験の実技試験を免除する制度を導入することとし、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 167 号）を制定するとともに、別紙のとおり、保育実技講習会実施要領を定めたので、御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 別紙

### 保育実技講習会実施要領

#### 1 趣旨

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 33 号。以下「施行規則」という。）第 1 条第 4 項に規定する都道府県知事又は指定都市市長が実施する講習（以下「保育実技講習会」という。）を適切に実施するための要領を定めるものとする。

#### 2 受講対象者

保育実技講習会の受講対象となる者は、国家戦略特別区域限定保育士試験（以下「特区試験」という。）の筆記試験に合格した者（施行規則第 6 条の規定により読み替えて準用する児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条の 11 の規定により筆記試験の受験を免除されている者を含む。）であって、同一の回の特区試験における実技試験を受験していないものとする。

#### 3 実施機関

保育実技講習会は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が実施主体となるものであるが、都道府県等は、指定保育士養成施設又は都道府県等が保育実技講習会を適切に実施することができることと認めた機関（以下「実施機関」という。）に保育実技講習会の一部又は全部を委託することができる。ただし、課程修了の認定に係る事務については、都道府県等が実施する。

都道府県等は、委託を行うにあたって、実施機関に対し、様式 1 による保育実技講習会実施計画書の提出を求め、保育実技講習会の実施体制等を確認するとともに、保育実技講習会が実施された後、様式 2 による保育実技講習会終了者名簿の提出を求めることとする。また、保育実技講習会の実施上知り得た受講者等の秘密の保持について、十分な措置を講じることを求めることとする。

#### 4 保育実技講習会の内容

保育実技講習会は、別表に定める科目、内容及び時間数を満たすものとする。また、別表に掲げる科目のうち、保育実践見学実習については、別紙 1 の保育実践見学実習実施要領及び別紙 2 の保育実践見学実習受入実施指針を踏まえ、実施するものとする。なお、保育実技講習会の実施にあたっては、科目ごとの教育内容について、一貫性があり、効果的なものとなるよう留意する。

#### 5 実施体制

##### (1) 講師

保育実技講習会の講師は、以下のいずれかに該当する者とする。なお、イに該当する者については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する講師又は助教として、5 年以上の経験を有する者のほか、指定保育士養成施設の教科担当専任教員として、5 年以上の経験を有する者とするのが望ましい。

ア 学校教育法に基づく大学において、児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者

イ 都道府県知事又は指定都市市長がアに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

## (2) 教育内容編成主任

保育実技講習会では、保育の表現技術全般の講習内容の編成の総合調整を行うとともに、受講者の評価を行う者（以下「教育内容編成主任」という。）を置くこととする。なお、教育内容編成主任は、指定保育士養成施設の教科担当専任教員として、5 年以上の経験を有するものが望ましく、講師と兼務することを妨げるものではない。

## (3) 施設設備

保育実技講習会の実施にあたっては、保育実技講習会の実施期間において、専用に利用できる場所を確保するとともに、演習を適切に実施することができる会場を確保するのが望ましい。

## 6 受講者に対する評価及び修了認定

保育実技講習会は、原則として、受講者が全ての科目を受講したことをもって修了したものと認定し、様式 3 による修了証を受講者に交付するものとする。なお、保育実技講習会の実施にあたっては、事前に受講者に対する評価基準を作成し、実施機関の指示に従わないなど、受講者の態度が不適切であった場合、評価基準に基づき、修了の認定を行わないことができる。

## 7 その他

### (1) 実施形態及び実施時期

保育実技講習会の実施にあたっては、様々な受講者がいることを踏まえ、平日の昼間の実施に限らず、休日や平日の夜間に実施するなど、受講者に配慮したものとなるよう検討した上、実施の日時を決定する。

### (2) 公表すべき事項

保育実技講習会に関する情報（内容、日時及び会場等）及び実施機関に関する情報（名称、主たる事務所の所在地及び電話番号等）については、都道府県等のホームページ等において公表する。

(別表)

科目	区分	内容	時間数
保育の表現技術 (音楽表現)	演習	① 子どもの発達と音楽表現に関する知識と技術 ② 身近な自然やものの音や音色、人の声や音楽等に親しむ経験と保育の環境 ③ 子どもの経験や様々な表現活動と音楽表現とを結びつける遊びの展開	6
保育の表現技術 (造形表現)	演習	① 子どもの発達と造形表現に関する知識と技術 ② 身近な自然やものの色や形、感触やイメージ等に親しむ経験と保育の環境 ③ 子どもの経験や様々な表現活動と造形表現とを結びつける遊びの展開	6
保育の表現技術 (言語表現)	演習	① 子どもの発達と絵本、紙芝居、劇(人形劇含む)、ストーリーテリング等に関する知識と技術 ② 子ども自らが児童文化財等に親しむ経験と保育の環境 ③ 子どもの経験や様々な表現活動と児童文化財等とを結びつける遊びの展開	6
保育実践見学実習 (事前指導)	講義	① 保育実践見学実習の目的と配慮事項	1
保育実践見学実習	実習	① 保育現場の理解 ・ 保育所(又は児童福祉施設)の生活と一日の流れ ・ 子どもの観察とその記録 ・ 子どもへの援助やかかわり ・ 保育計画や子どもの発達過程に応じた保育内容 ・ 子どもの生活や遊びと保育環境 ・ 子どもの健康と安全 ② 専門職としての保育士の役割と職業倫理 ・ 保育士の業務内容 ・ 職員間の役割分担や連携 ・ 保育士の役割と職業倫理 ③ 保育現場における保育の表現技術の実際 ・ 保育における保育表現技術の実際 ・ 状況に応じた保育表現	6
保育実践見学実習 (事後指導)	演習	① 保育実践見学実習の総括と自己評価 ② 課題の明確化	2
合計			27

(別紙1)

## 保育実践見学実習実施要領

### 1 保育実践見学実習の目的

保育実践見学実習（以下「実習」という。）は、保育実技講習会の受講者が実習の受入を行う保育所その他の児童福祉施設（以下「実習先施設」という。）において、保育現場での保育士の役割や保育表現技術の実際について理解を深めるために実施するものとする。

### 2 実習を行う保育所等の選定方法

実習は、保育士の養成について理解があり、受講者に適切な指導又は助言を行うことができる保育所その他の児童福祉施設で実施する。実施主体又は実施機関が実習先施設を選定し、受講者の受入に関して当該実習先施設と調整を行う。

### 3 事前準備

#### (1) 実習先施設との調整に関する事項

##### ① 実習の内容

ア 1日の実習の時間は、休憩時間を除き、6時間を基本とすること。ただし、実習の時間帯は実習先施設の事情を考慮する。

イ 実習開始前に、実習先施設の概要並びに実習の内容及び一日の流れ等について、受講者に説明する。

ウ 受講者が異なる年齢やクラスを見学・体験できることが望ましい。

エ 受講者は子どもと別の場所で食事をすることを原則とする。ただし、環境を工夫した上、子どもと同じ場所で食事をすることは差し支えない。

オ 子どもの午睡の時間帯又は実習終了後、受講者にレポートを作成させる。

カ 受講者と実習先の保育所等の保育士との質疑応答の時間を設ける。

##### ② 実習の人数

1か所で実習を行う人数は、実習先施設における1つのクラスで1人から3人程度までが適当と考えられるため、実習先施設と事前に調整を行う。

#### (2) 留意事項

##### ① 保険への加入に関する事項

万が一の事故に備え、実施主体又は実施機関は受講者に係る傷害保険等の保険に加入する。

##### ② 細菌検査に関する事項

ア 感染症対策等の衛生面での配慮が特に必要であるため、子どもの給食（調乳及び配膳を含む。以下同じ。）に関する業務については、受講者が直接関わらないことを原則とする。

イ 実習先施設において、受講者が子どもの給食に関する業務に携わることを可能とする場合、受講者に事前に細菌検査を受けさせる。

③ 予防接種に関する事項

ア 予防接種（麻しん、風しん、三種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風）、流行性耳下腺炎（おたふく）、水痘（水ぼうそう）及び結核等）の接種状況を確認する。

イ 予防接種を接種していない場合、実習先施設から実習の参加について了承が得られないことも考えられるため、予め受講者に周知する。

④ 実習先の保育所等に関する事項

ア 実習中は実習先施設の指示を尊重する。

イ 実習中及び実習後において、実習先施設における子どもや職員の個人情報 を漏らさないよう予め受講者全員に誓約書を提出させる。

ウ 受講者から実習終了後にレポートを提出させる。

エ 実施主体で定める実習の時間数を満たさない場合等については、保育実技講習会の修了認定を行わないことができる。

#### 4 実習当日の対応

##### (1) 実施主体の対応

実習の当日においては、実習先施設に実施主体又は実施機関の職員が同行することを原則とする。なお、やむを得ない事情により、当該職員が同行しない場合においても、受講者に対する評価を適切に実施する体制を整備するとともに、実習先施設及び受講者からの緊急の連絡に対応できる体制を確保する。

##### (2) 実習先施設の対応

###### ① 助言又は指導

実習の終了後、実習先施設の保育士が受講者に対する助言・指導を行う機会を設ける。

###### ② 受講者の管理

実習先施設に実施主体又は実施機関の職員が同行しない場合、当該実習先施設において受講者の名簿等を備え、受講者の本人確認を行うとともに、実習終了後、実施主体又は実施機関に対し、受講者の受講状況を報告する。

#### 5 実習を実施することが困難な場合の対応

やむを得ない事情により、実施主体又は実施機関において実習を実施することが困難となった場合、映像等を活用した演習をもって代えることができる。ただし、この場合においても、実習で習得すべき内容を満たすとともに、受講者からレポートの提出を求める。

実習先の保育所等の事情や受講者の健康状態等により、実習先施設で実習の受入ができなくなった受講者に対しては、実習の代わりとなる補講等の代替措置を用意する。

(別紙2)

## 保育実践見学実習受入実施指針

### 1 保育実践見学実習における受講者の受入の意義

保育実践見学実習（以下「実習」という。）において、保育実技講習会の受講者の受入を行う保育所その他の児童福祉施設（以下「実習先施設」という。）は、実習の意義として、以下に掲げる内容を理解し、実習の受入を行うこととする。

- (1) 保育を担う人材の育成を支援する機会であること。
- (2) 子どもの観察や関わりの視点を明確にすることにより、保育の実践に関する理解が深まること。
- (3) 保育士が受講者に対する助言又は指導を行うことにより、自らの保育を見直す機会にもなり、保育の質の向上につながること。

### 2 実習先施設の対応

#### (1) 事前準備

##### ① 情報共有

実習先施設の職員が実習の目的、内容、受入体制及び注意事項等を共有するとともに、保護者及び子どもに対しても実習の実施について周知を行う。

##### ② 実習プログラム

ア 実習先施設は、実施主体又は実施機関から実習の具体的内容に関する希望を聴取した上、実習のプログラムを作成し、実施主体又は実施機関と実習当日の対応について事前に調整を行う。

イ 実習のプログラムは、受講者が保育の表現技術の実践に関わることができる内容とするとともに、実習先施設での1日の流れ、実践的な保育の展開及び保育現場での保育士の業務内容が受講者に理解できる内容とする。

ウ 実習先施設は、実施主体又は実施機関を通じて、プログラムの内容を受講者に事前に周知する。

#### (2) 当日の対応

##### ① 実習前の準備

実習の当日、実際に実習を開始する前に実習先施設の職員が受講者に対し、実習のプログラムの説明を行い、円滑に実習が行われるよう配慮する。

##### ② プログラムの実行

ア 実習のプログラムにおける各項目の内容を明確にし、実習を行いながら、受講者からの質問に答えるよう配慮する。

イ 事故等のトラブルがないよう、見守りと指導を行う。

ウ 休憩時間を確保する。

エ 実習記録を作成し、受講者へ渡す。

③ 実習の振り返り

子どもの観察や関わり等のプログラムが終了した後、受講者が主体となり、実習先施設の保育士と実習の振り返りを行う。



(様式1)

都道府県知事  
指定都市市長 殿

実施機関代表者氏名

保育実技講習会実施計画書

標記について、次により、保育実技講習会を実施するため、関係書類を添えて提出する。

保育実技講習会の名称		
実施機関の名称		
実施機関の主たる事務所の所在地等		
保育実技講習会を実施する会場の所在地		
開講期間		
受講定員		
教育内容編成主任の氏名		
講習会の内容		
科目名	開講時間	担当講師の氏名
保育の表現技術（音楽表現）		
保育の表現技術（造形表現）		
保育の表現技術（言語表現）		
保育実践見学実習（事前指導）		
保育実践見学実習		
保育実践見学実習（事後指導）		

(注) 開催要綱等の講習会の内容に関する資料並びに教育内容編成主任及び担当講師の経歴に関する資料を添付すること。



(様式3)

保育実技講習会修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）第1条第4項に規定する講習を修了したことを証します。

令和 年 月 日

都道府県知事  
指定都市市長